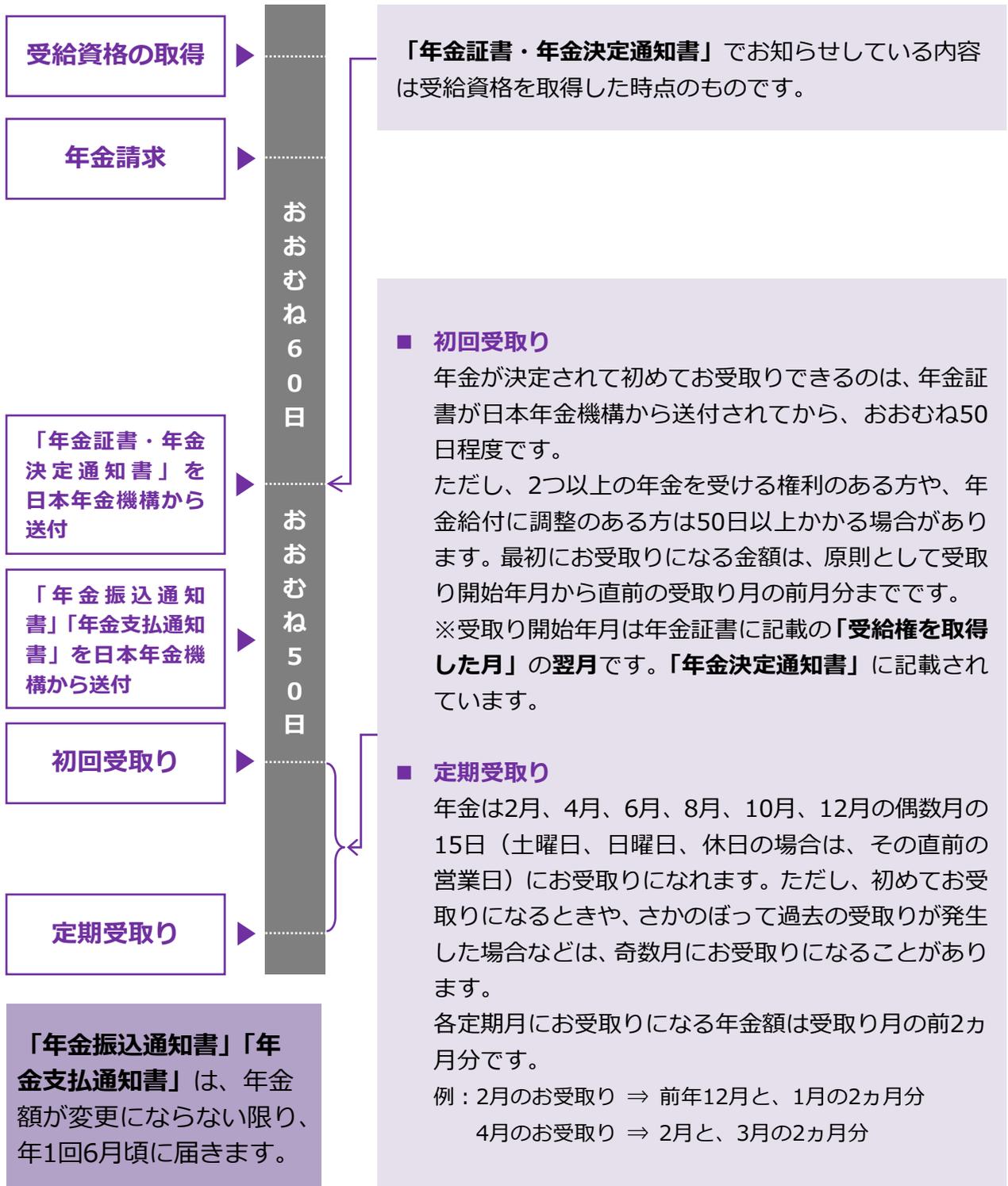


# 遺族基礎年金のお手続きの完了について

## 1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



裏面に続く

## 2. おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

子のある配偶者	子
配偶者が亡くなったとき	亡くなったとき
配偶者が婚姻をしたとき	婚姻をしたとき
配偶者が養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）	養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
子が亡くなったとき	離縁によって亡くなった方の子でなくなったとき
子が婚姻したとき	18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）
子が養子になったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき
子が離縁によって亡くなった子でなくなったとき	
子が18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）	
18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき	

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出印のご準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 後日、日本年金機構より年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

### ねんきんダイヤル

0570-05-1165（ナビダイヤル）  
 050で始まる電話でおかけになる場合は  
 03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00  
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### 問合せ先

〇〇年金事務所  
 所在地 〇〇市・・・  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係  
 所在地 〇〇県〇〇市・・・  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>